

自転車撤去とその後の対応について

【ご質問・ご要望】（投稿日：2019年7月20日）

本部構内において、附属図書館、法経済学部本館、法経済学部北館、教育学部本館の4つの建物に囲まれた交差点の、法経済学部本館側に木が立っていて、その木とその木の南側にある駐輪スペースの間には空間があり、以前ここに自転車を停めたところ撤去されました。一応この空間は通路という扱いになっているみたいなので、撤去されるのは仕方がないとは思いましたが、撤去先の自転車の場所が全くわからず、国際高等教育院に聞きにいても「国際高等教育院の管轄は吉田南だけなので、本部のことは本部に行って聞いてほしい（意訳）」といった対応をされました。

そこで、意見・質問したいことが5点あります。

- 1、この自転車の撤去を管轄している本部の部署というのはどこなのか。
- 2、上述の法経済学部本館の場所は、いつ見ても自転車が停まっているが、そのたびに撤去しているのか。
- 3、そうだとすれば、毎日撤去するなどという無駄な物理的な仕事に力を割くよりも、そのような何度撤去しても自転車が駐輪されるスペースには全て張り紙でもして警告すべきではないのか。特に上述の法経済学部本館の場所はいつ見ても自転車が停まっており、自転車を停めても大丈夫に見えるので、多くの一回生のような初見の人には大変不親切に思える。
- 4、本部構内や、吉田南構内で、私の事例のような仕方撤去された自転車の撤去先は決まっているのか。
- 5、決まっていない（撤去ごとにランダム）のであれば、下手をすれば自転車が永遠に見つからない可能性もあり、大変悪質だと思うので、違法駐輪自転車が多数いる場所（駐輪してはいけない場所）をリストアップして何らかの仕方撤去先の情報も含めてホームページに記載するなど何らかの仕方通知すべきであると考えますが、どうか。（既にどこかで公開されているのであれば申し訳ないですが、もっと周知を徹底した方が良いと思います。）

【回答】（回答日：2019年7月29日）

（施設部プロパティ運用課）

まず、本部構内において、置かれている自転車を大学が直ちに撤去することはありません。

ん。本来、自転車は定められた場所に駐輪すべきではありますが、災害等の緊急時の避難や救助・消火活動等に支障がない場所、歩行者・自転車・自動車等の通行に支障がない場所に置かれている限り、教職員や警備員が自転車を移動することはありません。支障があるとして移動する場合においても、離れた場所に移動することはありません。

なお、本部構内において長期間放置されている自転車等については、相当の手続きを経た上で、施設部プロパティ運用課キャンパス安全掛にて撤去・処分しています。本部構内における放置自転車等の撤去・処分の手順は以下の通りです。

構内に置かれた、錆びている、パンクしている、著しく汚れている等、外見から長期間使用していないと認められる自転車等のハンドル部分等に1ヶ月以上先の日を撤去期限として明示した「放置物調査中」のシールを貼り、撤去期限経過後にそのシールが剥がされず、そのままの状態で見捨てられている自転車等を放置自転車等と看做して、近くの場所に集積し、車体番号・防犯登録番号等から管轄する警察署に盗難被害車両該当の有無を照会し、盗難被害車両に該当すれば警察署へ引き渡し、盗難被害車両ではないことを確認した残りの自転車等について、業者が学外に搬出し、保管して処分しています。昨年度は春から冬にかけて、調査場所を変えながら10回撤去・処分しました。

本部構内以外については、当該構内を受け持つ部局の担当者が年に1回、本部構内同様に、外見から長期間使用していないと認められる自転車等に相当の撤去期限を明示したシール等を貼り、撤去期限経過後に警察署に照会の上、盗難被害自転車以外の自転車等について業者に撤去・処分させています。

毎年、本部構内だけで約1,000台、吉田キャンパス全体では約2,000台の自転車等を撤去しており、今年も4月から調査・撤去作業を進めております。ご協力の程、よろしくお願いいたします。